

森林整備補助金交付申請書作成要領

昭和 53 年 9 月 14 日林業第 522 号
平成 25 年 9 月 2 日森整第 398 号
平成 26 年 8 月 28 日森整第 404 号
平成 27 年 12 月 4 日森整第 547 号
平成 28 年 8 月 29 日森整第 358 号
平成 29 年 11 月 7 日森整第 509 号
平成 30 年 9 月 13 日森整第 436 号
令和 元年 11 月 15 日森整第 443 号
令和 2 年 10 月 16 日森整第 495 号
令和 3 年 7 月 28 日森整第 382 号
令和 4 年 11 月 15 日森整第 502 号
令和 6 年 8 月 22 日森整第 369 号

最終改正 令和 7 年 10 月 8 日森整第 426 号

1 趣 旨

森林整備事業の補助金の交付申請にあたっては、森林整備補助金交付規則（昭和 48 年 10 月 12 日規則第 73 号。以下「規則」という。）、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日付け林業第 1192 号。以下「実施要領」という。）及び岩手県森林整備事業実施要領の運用について（平成 22 年 8 月 3 日森整第 400 号。以下「運用」という。）によるほか、実施要領第 9 条に規定する森林整備補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の作成は、この要領の定めるところによる。

2 森林整備補助金交付申請書の構成

補助金交付申請書の構成は、実施要領第 9 条別表 3 に掲げる森林整備補助金交付申請書（様式第 1 号）、森林整備事業実施内訳書（様式第 2－1 号及び様式第 2－2 号）（以下「内訳書」という。）及び添付資料とする。

3 内訳書の作成方法

内訳書は、岩手県造林補助システムで作成し、事業別、市町村別、事業区分別に作成する。

4 内訳書の記載内容

(1) 内訳書標題部（共通事項）

ア 事務所

森林整備事業区分等内訳表（別表 1）から所管する公所名を記載する。

イ 市町村

別表 1 から該当する市町村名を記載する。

ウ 申請者

別表 1 から該当する申請者名を記載する。

エ 補助事業区分

別表 1 から該当する補助事業区分を記載する。

(2) 内訳書（共通事項）

ア 整理番号

申請書ごとに通し番号で記載する。

イ 申請番号

(ア) 上3ケタに、別表1から該当する申請者IDの番号を記載する。

(イ) 下4ケタに申請者、年度ごとに通し番号で記載する。

(例) 申請者ID 申請番号(年度ごとに通番号)

999 0001～ (例 999-0001)

ウ 事業箇所

大字、字、地番を記載する。

エ 林小班

森林簿から施行地に該当する林小班、施業番号、枝番を記載する。

※施行地に林小班等が複数存在する場合は、全ての番号を記載する(なお、番号不明の場合は「9」を記載する)。

オ 事業主体

別表1から該当する事業主体の区分及び「氏名」を記載する。

カ 事業区分

(ア) 別表1から該当する事業を記載する。

(イ) 別表1から該当する事業区分を記載する。

キ 造林種類

別表1から該当する事業種類及び事業細目を記載する。

ク 事業形態等

(ア) 査定区分

a 森林環境保全直接支援事業の場合は、「計画策定者等」又は「その他」の別を記載する。

b 森林緊急造成の場合は、「保安林または公益的機能別施業森林」又は「その他」の別を記載する。

c 被害森林整備の場合は、「通常」と記載する。

d 重要インフラ施設周辺森林整備の場合は、「通常」と記載する。

e 保全松林緊急保護整備の場合は、空欄とする。

f 林相転換特別対策(特定スギ人工林)の場合は、「通常」と記載する。

g 特定森林造成事業の場合は、花粉発生源対策促進事業と記載する。

(イ) 補助区分 「通常」又は「分収(分収林の場合)」の別を記載する。

(ウ) 事業形態 「通常」又は「市町村(請負)」の別を記載する。

(エ) 受託区分 別表1から「労務税抜き」又は「税込み」若しくは「原則課税」の別を記載する。

ケ 森林所有者

氏名・住所・電話番号 森林所有者の「氏名・住所・電話番号」を記載する。

コ 森林保険

規則第7条の(2)に定める事業について、「加入」を記載する。

サ 計画区分

申請に当たって必要な下記の計画について、「認定番号・年月日」を記載する。

(ア) 森林経営計画に基づく申請

(イ) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づく申請

(ウ) 事前計画

機能回復整備事業における花粉発生源植替え及び花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備及び森林作業道整備の申請

シ 森林の機能区分

別表 1 から該当する森林の機能区分を記載する。

ス 雇用契約

現場労働者と事業主体等との雇用契約等の「有・無」を記載する。

(「雇用契約等がある」とは、運用第15条の(1)～(3)の規定に該当する場合をいう。)

セ 事業実行者

実際に作業を実施した者を記載する。

(森林組合等が直営作業で実施した場合は森林組合等の名称、それ以外は請負作業等を実施した者「例；〇〇林業」)

ソ 実行経費

実施要領第 11 条第 2 項及び第 3 項に定める申請を行う場合は、実行経費を記載する。

(3) 内訳書(事業区分) ごとの記載内容

ア 人工造林

(ア) 樹種 「植栽樹種」又は「前生樹」について記載する。

(イ) 面積 施行地の面積を記載する(小数点以下第2位)。

(ウ) 植栽本数 施行地に植栽する本数を記載する。

(エ) 苗木 別表 1 から該当する苗木規格を記載する。

(オ) 単価区分

a 再造林・拡大造林 「地拵+植栽」、「植栽のみ」、「地拵のみ」の別を記載する。

地拵えについては、別表 1 から該当する地拵区分を記載する。

b 特殊地拵 別表 1 から該当する特殊地拵蓄積区分及び地拵区分を記載する。

(カ) 植栽時期 備考欄に植栽を行った時期について、「春」、「秋」の別を記載する。

イ 下刈り・雪起こし・枝打ち・除伐

(ア) 樹種 上記アの(ア)に同じ。

(イ) 林齢 施行地の林齢を記載する。

(ウ) 面積 上記アの(イ)に同じ。

(エ) 単価区分

a 下刈り 「全刈(一回)」、「筋刈・坪刈」の別を記載する。

b 雪起こし 「1 齢級」、「2 齢級」、「3 齢級」の別を記載する。

c 枝打ち 枝下高「2 m」、「4 m」の別を記載する。

d 除伐 伐採率の欄に「99」を記載する。

ウ 保育間伐

(ア) 樹種 上記アの(ア)に同じ。

(イ) 林齢 上記イの(イ)に同じ。

- (ウ) 面積 上記アの(イ)に同じ。
- (エ) 伐採率・被害率 (%)
 - a 不良木の除去の場合 伐採率 (%) を記載する。
 - b 被害木の除去の場合 被害率 (%) を記載する。
- (オ) 樹高 (m)
 - 林分における主林木の平均樹高をm単位で記載する。
- (カ) ha当たり成立本数 (本/ha)
 - 伐採前林分における主林木の成立本数を1ヘクタール当たりの本数で記載する。
- (キ) ha当たり伐採本数 (本/ha)
 - 伐採本数を1ヘクタール当たりの本数で記載する。
- (ク) 材積 (m³)
 - 被害木の除去を実施した場合、被害木の材積 (m³) を記載する。
- (ケ) 単価区分
 - 被害木の除去の場合 被害木集積の有無及び被害率 (%) に応じた単価を記載する。

エ 衛生伐

- (ア) 樹種 上記アの(ア)に同じ。
- (イ) 林齢 上記イの(イ)に同じ。
- (ウ) 面積 上記アの(イ)に同じ。
- (エ) 本数
 - 当該施行地で伐採した立木の本数を記載する。
- (オ) 材積
 - 伐採木の材積 (m³) を記載する。
- (カ) 使用した資材等に応じた単価を記載する。

オ 付帯施設等整備・森林保全再生整備

- (ア) 樹種 上記アの(ア)に同じ。
- (イ) 林齢 上記イの(イ)に同じ。
- (ウ) 面積 上記アの(イ)に同じ。
- (エ) 防護柵延長 (m)
 - 鳥獣害防止施設等整備により防護柵を設置した場合、設置した延長を記載する。
- (オ) 単価区分
 - a 防護柵の場合、「Aタイプ(木製支柱)」、「Bタイプ(F R P支柱)」、「Cタイプ(亜鉛メッキ加工パイプ支柱)」の別を記載する。
 - b 食害防止チューブの場合、「チューブタイプ」、「ネットタイプ」の別を記載する。

カ 間伐・更新伐

- (ア) 樹種 上記アの(ア)に同じ。
- (イ) 林齢 上記イの(イ)に同じ。
- (ウ) 面積 補助対象面積を記載する (小数点以下第2位)。
- (エ) 伐採率・被害率 (%) 上記ウの(エ)に同じ。
- (オ) 樹高 (m) 上記ウの(オ)に同じ。
- (カ) ha当たり成立本数 (本/ha) 上記ウの(カ)に同じ。

(キ) ha当たり伐採本数 (本/ha) 上記ウの(キ)に同じ。

(ク) 搬出材積 (m³)

搬出集積した丸太の材積 (m³) を記載する。

(ケ) 搬出

集材方法 (車両系、架線系) の別を記載する。

(コ) 更新方法

更新伐にあっては、伐採後の更新方法を「人工造林」又は「天然更新」の別を備考欄に記載する。

キ 森林作業道整備

(ア) 路線名を記載する。

(イ) 幅員 (m) を記載する。

(ウ) 延長 (m) を記載する。

(エ) 作業種 森林業道整備と一体的に実施する施業を備考欄に記載する。

ク 一貫作業・花粉発生源植替え

(ア) 樹種 「植栽樹種」について記載する。

(イ) 林齢 上記イの(イ)に同じ。

(ウ) 面積 上記アの(イ)に同じ。

(エ) 伐採率 (%) 当該施行地の伐採率を記載する。

(オ) 樹高 (m) 上記ウの(ウ)に同じ。

(カ) ha当たり成立本数 (本/ha) 上記ウの(カ)に同じ。

(キ) ha当たり伐採本数 (本/ha) 上記ウの(キ)に同じ。

(ク) 搬出材積 (m³) 上記カの(ク)に同じ。

(ケ) 搬出 上記カの(ケ)に同じ。

(コ) 植栽本数 上記アの(ウ)に同じ。

(サ) 植栽時期 上記アの(カ)に同じ。

5 施業図の作成方法 (様式第3号関係)

(1) 縮尺は、1/5,000とする。

(2) 施業図は、方位、縮尺及び事業地付近の道路その他の目標になるものを記載する。

(3) 間伐、更新伐及び一貫作業の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載すること。

6 搬出材積集計表の作成方法 (様式第4号関係)

(1) 搬出材積は、間伐、更新伐、一貫作業及び花粉発生源植替えの事業実施内訳書の申請番号ごとの記載内容と一致するよう記載する。

(2) 証明書等の欄には、①検知野帳、②出荷伝票等の根拠となる資料を記載する。

7 社会保険等加入状況調査表 (様式第5号関係)

(1) 社会保険等加入状況調査表は、申請書ごとの社会保険等の加入状況を記載する。

(2) 作業者名は、施行地ごとに従事した作業者全員の氏名を記載する。

(3) 社会保険等 (①労災保険②雇用保険③健康保険④厚生年金⑤退職金共済制度) に加入している場合は、①～⑤の加入欄に「○」を記載する。

(4) 社会保険等は、現場労働者に係る上記(3)の①～④のうち法定の事業主負担分がある場合に記載する。

- (5) 上記(3)の⑤は、中退共（中小企業退職金共済制度）、林退共（林業退職金共済制度）及び林退共以外に区分し、いずれかに加入している場合に該当する欄に記載する。
- (6) 直営・請負別は、直営か請負のいずれかを記載する。

附 則

この要領は、令和7年度事業から適用する。

森林整備事業区分等内訳表

流域名(計画区域)	公所名	番号	市町村
北上川上流	盛岡広域振興局	201	盛岡市
		216	滝沢市
		301	雫石町
		303	岩手町
		321	紫波町
		322	矢巾町
馬淵川上流		214	八幡平市
		302	葛巻町
	二戸農林振興センター	213	二戸市
		501	軽米町
		506	九戸村
		524	一戸町
北上川中流	花巻農林振興センター	205	花巻市
		206	北上市
		366	西和賀町
	県南広域振興局	215	奥州市
		381	金ヶ崎町
	一関農林振興センター	209	一関市
		402	平泉町
	遠野農林振興センター	208	遠野市
大槌・気仙川	沿岸広域振興局	211	釜石市
		461	大槌町
	大船渡農林振興センター	203	大船渡市
		210	陸前高田市
		441	住田町
久慈・閉伊川	宮古農林振興センター	202	宮古市
		482	山田町
	岩泉林務出張所	483	岩泉町
		484	田野畑村
	県北広域振興局	207	久慈市
		485	普代村
		503	野田村
		507	洋野町
		999	県外

申請者番号	申請者名	申請者番号	申請者名
101	盛岡広域森林組合	201	盛岡市
102		202	宮古市
103	葛巻町森林組合	203	大船渡市
104	花巻市森林組合	205	花巻市
105	北上市森林組合	206	北上市
106	西和賀町森林組合	207	久慈市
107	奥州地方森林組合	208	遠野市
109	一関地方森林組合	209	一関市
111	気仙地方森林組合	210	陸前高田市
112	陸前高田市森林組合	211	釜石市
113	遠野地方森林組合	213	二戸市
114	釜石地方森林組合	214	八幡平市
115	宮古地方森林組合	215	奥州市
116	岩泉町森林組合	216	滝沢市
117	田野畑村森林組合	301	雫石町
118	久慈地方森林組合	302	葛巻町
119	野田村森林組合	303	岩手町
120	二戸地方森林組合	321	紫波町
121	浄安森林組合	322	矢巾町
900	代理申請(森林所有者)	366	西和賀町
901	(有)フォレストサービス	381	金ヶ崎町
902	(有)二和木材	402	平泉町
903	岩手県森林整備協同組合	441	住田町
904	明和フォレストック(有)	461	大槌町
905	(株)吉本岩泉事業所	482	山田町
906	三菱製紙(株)北上工場	483	岩泉町
907	本宮木材(株)	484	田野畑村
908	(株)オノダ	485	普代村
909	(株)イワリン	501	軽米町
910	戸部商事(株)	503	野田村
911	(有)川又林業	506	九戸村
912	三田農林(株)	507	洋野町
913	岩手林業(株)	524	一戸町
914	住友林業フォレストサービス(株)	915	岩手南部国有林財生産協同組合
916	生母生産森林組合	917	(有)丸大県北農林
918	フォレストワーク株式会社	919	(株)小野寺林業
920	(有)山一木材	921	横澤林業株式会社
922	ノースジャパン素材流通協同組合	923	日本製紙木材株式会社
924	山目生産森林組合	925	
926	(有)谷地林業	927	株式会社グリーンベース
928	稲村 吉則	929	(有)丸與木材店
930	(株)柴田産業	931	(有)グリーン総業
932	住友林業(株)	933	小岩井農牧(株)
934	株式会社 佐藤木材	935	北越コーポレーション(株)
936	岩手県森林組合連合会	937	岩泉町大川財産区
938	(株)野田造林	939	(有)道又林業
940	ふるさと木材	941	上山林業
942	株式会社タケエイ林業	943	株式会社加藤重機
944	三陸土建株式会社	945	荒川商事有限会社
946	株式会社エムズ	947	有限会社志和造林
948	杉澤林業(株)		
999	その他		

事業主体区分			
1	県	9	
2	市町村	10	協定締結者
3	森林整備法人	11	森林経営計画作成者
5	森林組合	12	特定間伐等促進計画の実施主体
6	森林組合連合会	13	特定非営利活動法人等
7	生産森林組合	14	森林所有者
8	森林法施行令第11条第8号に規定する団体	15	民間事業者
		99	その他
事業名等			
補助事業区分	森林環境保全直接支援事業	事業	育成単層林整備
	被害森林整備事業		育成複層林整備
	保全松林緊急保護整備事業		付帯施設等整備
	森林緊急造成事業		森林作業道
	特定森林造成事業		衛生伐
	重要インフラ施設周辺森林整備		花粉発生源対策促進事業
	林相転換特別対策(特定スギ人工林)		
事業区分	事業種類	事業細目1	事業細目2
人工造林	再造林	－	－
	拡大造林	通常	－
		原野等	－
	特殊地拵え	小径木中心 被害森林	－ －
樹下植栽等	通常	－	－
	萌芽整理	－	－
下刈り	－	－	－
雪起こし	－	－	－
枝打ち	通常	－	－
	間伐一体型	－	－
除伐	人工林	灌木の除去	－
	天然林		－
保育間伐	人工林	不良木の除去	－
	天然林	被害木の除去	－
間伐	間伐	定性・選木あり	－
		定性・選木なし	－
		列状・選木あり	－
		列状・選木なし	－
更新伐	通常	天然林整理伐	天然林整理伐
		人工林整理伐	定性
			列状・帯状
	ナラ枯れ及び松くい虫被害対策	天然林整理伐	通常
		人工林整理伐	定性 列状・帯状
一貫作業	－	－	－
森林作業道	－	－	－
鳥獣害防止施設等整備 (森林保全再生整備)	パッチディフェンス	－	－
	金網巻等	－	－
	忌避植物の植栽等	－	－
鳥獣の捕獲誘引 (森林保全再生整備)	－	－	－
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	防護柵	－
		忌避剤	散布
			－
		食害防止チューブ	－
衛生伐	－	－	－
花粉発生源植替え	－	－	－

その他区分			
査定区分	計画策定者等	補助区分	通常
	その他		
	通常		分収
	花粉発生対策促進事業		
事業形態	通常	受託区分	労務税抜き
	市町村(請負)		税込み
			原則課税
人工造林区分	植栽・地拵	植栽時期	春
	植栽		秋
	地拵	森林の機能区分	水源涵養
30m³	山地災害防止		
50m³	快適環境		
100m³	保健文化		
150m³	木材生産		
200m³	その他		
地拵区分	人力地拵		
	機械地拵		
樹 種			
1	スギ	32	ミズナラ
2	ヒノキ	33	クリ
4	アカマツ	37	ケヤキ
5	クロマツ	41	キハダ
6	アオモリヒバ	44	キリ
7	カラマツ	45	クルミ
26	その他の針葉樹	53	ウルシ
27	ブナ	54	エンジュ
29	クヌギ	59	その他の広葉樹
31	コナラ	60	スギ(花粉症対策品種)
苗木規格			
1	3年特大	6	2年大
2	3年大	7	2年中
3	3年中	8	2年小
4	3年小	9	コンテナ苗
5	2年特大		